大学生協学業継続奨学制度規則

（目的）

第１条 この規則は、全国大学生協連奨学財団（以下、「当財団」という）が、日本国内の学生及び院生等が、学費または在学するための生計の全部または相当部分を負担していた者（以下、「扶養者」という） を在学中に亡くし、経済的理由により学業を継続することが困難になったときに、緊急に支援金を支給し学業継続を支援することを目的とする奨学制度について定める。

（名称）

第２条 この規則に基づく奨学制度を大学生協学業継続奨学制度（以下、「本制度」という）といい、この規則に基づいて支給する金銭を学業継続奨学金という。また、この奨学制度の愛称を「たすけあい奨学制度」という。

（学業継続奨学金）

第３条 学業継続奨学金は１２ 万円とし、返済は不要とする。ただし、扶養者がなくなったときから卒業までの期間が５か月に満たない場合は、２万４千円を卒業予定月までの月数に乗じて支給するものとし、月の端数は切り上げる。

（応募資格）

第４条 応募資格は以下の２項のいずれかに該当し、扶養者が死亡したため、学業継続が経済的に著しく困難であることとする。

（１）別表の大学等に在籍している学生、院生及び高専生。ただし、留学生は大学生協組合員に限るものとする。

（２）全国大学生活協同組合連合会に加入する会員生協の組合員である学生、院生、高専生、高校生、専門学校生、専修学校生。

(3) ＣＯ･ＯＰ学生総合共済の加入者(被共済者)である大学生、院生、高専生、専門学校生、専修学校生。

２ 扶養者死亡後原則として１年以内の応募であること。ただし、学籍取得前の扶養者死亡の場合は応募できないものとする。

３ 応募時点で学籍がない場合は、応募できないものとする。

（募集要綱の開示）

第５条 募集要綱は、当財団のホームページに掲載するものとする。

２ 募集要綱は、代表理事が起案し、理事会の承認を得るものとする。

（応募及び資格審査）

第６条 学業継続奨学金の応募は、当財団に所定の応募用紙を提出して行うものとし、応募用紙をもとに資格審査を実施する。

２ 資格審査を通過した場合、応募者は、以下の書類を当財団に提出するものとする。

(1)扶養者の死亡診断書、死体検案書または住民票除票の原本もしくは写し

(2)扶養者及び扶養者の配偶者の所得証明書または非課税証明の原本もしくは写し

(3)本人が障害者の場合、身体障害者手帳の写し
(4)本人及び兄弟姉妹の在学証明書
(5)その他、家族の関係、相続、財産の状況を示す書類など、当財団が指定する書類
（支給審査）
第７条 第６条の資格審査を通過した応募者の支給審査は、別に定める審査基準表に基づいて、応募用紙その他提出された書類を参照し行う。
２ 審査基準表の変更は、代表理事が起案し、理事会の承認を得る。
３ 審査は原則として審査基準表の項目にもとづくポイント制とし、支給の成否は以下の通りとする
（１）４０ポイント以上は、12 万円の支給
（２）４０ポイント未満の場合は、支給対象外
４ 審査基準表以外で審査に考慮すべき事項がある場合は、代表理事が支給の成否を決定する。また、その結果を理事会に報告する。
５ 代表理事は、最終的な支給対象者を決定する。
６ 代表理事は、審査経過及び結果を直近の理事会に報告する。
(応募・審査の無効)
第８条 次の場合、学業継続奨学金の応募、審査について無効とし、再応募もできないこととする。
(1)応募後、１年を経過しても必要な審査書類が揃わない場合
(2)応募後に学籍がなくなり、６か月を経た場合
(3)本人が辞退した場合
（学業継続奨学金の支払い）
第 9 条 学業継続奨学金の支払いは原則として支給審査確定から１０日営業日以内に本人指定の銀行口座に振り込むものとする。
（特別の事情が生じた場合の措置）
第 10 条 大規模災害など、この規則によりがたい特別の事情が生じたときは、理事会が定めるところによる。ただし、直近の評議員会に報告するものとする。
（改廃）
第 11 条 この規則は、評議員会で改廃する。
附則
この規則は、２０２０年 1月 1日より施行する
2021 年 1 月 1 日改定
2022 年 2 月 1 日改定
2023 年 1 月 1 日改定
2024 年 1 月 1 日改定

2023 年 12 月 15 日評議員会決議